

関係法令等

【日高市契約規則】

第4章 随意契約

(随意契約によることができる予定価格)

第22条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるものの以外のもの 50万円

(障害者支援施設等と随意契約をする場合の手続)

第22条の2 市長は、令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により前条に規定する額を超える契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 発注の見通し
- (2) 契約の内容並びに契約の相手方の決定方法及び選定基準
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 市長は、前項の契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の締結状況
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(随意契約における予定価格)

第23条 随意契約を行う場合においては、あらかじめ予定価格を定めるものとする。

2 前項の場合において、次に掲げる場合を除き、第11条及び第12条の規定に準じ予定価格を定め、その調書を作成しなければならない。

- (1) 次条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 図書の購入をするとき。
- (3) 予定価格が50万円（工事又は製造の請負にあつては、100万円）未満の契約をするとき。
- (4) その他市長が調書を作成する必要があると認めるとき。

(見積書の徴収)

第24条 市長は、随意契約を行う場合においては、見積書を徴さなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 郵便切手、郵便はがき、収入印紙その他見積書を徴することが適当でないものを購入するとき。
- (2) 1万円未満の契約を締結しようとするとき。
- (3) 購入価格について協定が締結された物品を購入するとき。
- (4) 単価契約を締結したものに係る物品の購入等をするとき。

- (5) その他見積書を徴することが適当でないと認めた契約を締結するとき。
- 2 前項の見積書は、2人以上の者から徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 契約金額が5万円未満の契約を締結しようとするとき。
 - (2) 動物、機械、美術品等で他に求め難い特殊な物件を購入するとき。
 - (3) 特殊な修繕をするとき。
 - (4) 契約の内容の特殊性により、契約の相手方が特定されるとき。
- (随意契約の報告)

第25条 第22条各号に規定する額を超える随意契約を締結した場合は、その旨を記載した報告書を契約事務担当課長に提出するものとする。

(随意契約における一般競争入札に関する規定の準用)

第26条 第6条の規定は、随意契約の場合にこれを準用する。

【地方自治法】

(契約の締結)

- 第234条** 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
- 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。
- 4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。
- 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。
- 6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

【地方自治法施行令】

(随意契約)

第 167 条の2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第 27 項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 13 項に規定する就労移行支援又は同条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 3 項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第 3 条第 1 項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 37 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第 4 項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う

施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

- (4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。
- (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (9) 落札者が契約を締結しないとき。

- 2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

【地方公営企業法施行令】

（随意契約）

第21条の14 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第1の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表の下欄に定める額の範囲内において管理規程で定める額を超えないものをするとき。
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第27項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事

業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から管理規程で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から管理規程で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から管理規定で定める手続により受ける契約をするとき。

(4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けたものから管理規程で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者から管理規定で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

(9) 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

- 3 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

【地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令】

(随意契約)

第11条 特定地方公共団体の締結する特定調達契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項（第5号、第8号及び第9号に係る部分に限る。）若しくは地方公営企業法施行令第21条の14第1項（第5号、第8号及び第9号に係る部分に限る。）又は前条第10項の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる。

- (1) 他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
- (2) 既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (3) 特定地方公共団体の委託に基づく試験研究の結果製造又は開発された試作品等（特定役務を含む。）の調達をする場合
- (4) 既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が2以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (5) 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達することが既契約工事の調

達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第4条から第9条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第6条の公告又は第7条第1項の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

- (6) 建築物の設計を目的とする契約をする場合であって、当該契約の相手方が、総務大臣の定める要件を満たす審査手続により、当該建築物の設計に係る案の提出を行った者の中から最も優れた案を提出した者として特定されているとき。ただし、当該契約が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に規定するその性質又は目的が競争入札に適しないものに該当する場合に限る。
- 2 特定地方公共団体の締結する特定調達契約につき地方自治法施行令第167条の2第1項(第8号及び第9号に係る部分に限る。)又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項(第8号及び第9号に係る部分に限る。)の規定により随意契約による場合には、地方自治法施行令第167条の2第4項及び地方公営企業法施行令第21条の14第4項の規定は、適用しない。

【会計法】

- 第29条の3 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第3項及び第4項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。
- 2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。
- 3 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第1項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。
- 4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。
- 5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第1項及び第3項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

【予算決算及び会計令】

第7章

第4節 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第99条 会計法第29条の3第5項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げ

る場合とする。

- (1) 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- (2) 予定価格が 250 万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (3) 予定価格が 160 万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (4) 予定賃借料の年額又は総額が 80 万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (5) 予定価格が 50 万円を超えない財産を売り払うとき。
- (6) 予定賃貸料の年額又は総額が 30 万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (7) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が 100 万円を超えないものをするとき。
- (8) 運送又は保管をさせるとき。
- (9) 沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち財務大臣の指定するものとの間で契約をするとき。
- (10) 農場、工場、学校、試験所、刑務所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。
- (11) 国の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払うとき。
- (12) 法律の規定により財産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその財産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。
- (13) 非常災害による罹災者に国の生産に係る建築材料を売り払うとき。
- (14) 罹災者又はその救護を行なう者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- (15) 外国で契約をするとき。
- (16) 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合又は農業協同組合連合会から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。
- (16 の 2) 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。
- (17) 開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負に付するとき。
- (18) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。
- (19) 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- (20) 産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買い入れるとき。
- (21) 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者に売り払い、貸し付け又は信託するとき。
- (22) 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。
- (23) 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。
- (24) 法律又は政令の規定により問屋業者に販売を委託し又は販売させるとき。
- (25) 国が国以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験

研究を受託した者に売り払うとき。

第 99 条の 2 契約担当官等は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

第 99 条の 3 契約担当官等は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

【日高市特定随意契約の公表に関する要綱】

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、日高市が発注する物品の購入及び役務の提供に係る契約において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定による随意契約（以下「特定随意契約」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第 2 条 特定随意契約の対象となる契約は、日高市契約規則（昭和 39 年規則第 2 号）第 22 条で定める額を超えるものとする。

(名簿の作成)

第 3 条 特定随意契約の対象となる事業者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課を通じて特定随意契約（変更）届出書（様式第 1 号。以下「届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設及び小規模作業所において製作された物品及び提供できる役務 障がい福祉課
- (2) シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合から提供できる役務 長寿いきがい課
- (3) 母子・父子福祉団体から提供できる役務 子育て応援課
- (4) 市の認定を受けた者が新商品として生産する物品 産業振興課

2 前項各号に定める課の長は、届出書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、特定随意契約対象者名簿（様式第 2 号。以下「名簿」という。）を作成し、対象となる物品又は提供を受ける役務を明記しなければならない。

3 名簿に掲載する内容について変更が生じたときは、名簿登載者からの届出により、速やかに変更しなければならない。

(発注見通しの公表)

第 4 条 特定随意契約の締結を予定している課等の長は、翌年度の予算確定後、速やかに次に掲げる事項を特定随意契約発注見通し一覧（様式第 3 号）に記載し、管財課長に提出しなければならない。

- (1) 契約に係る物品又は役務の名称及び概要

(2) 契約締結予定時期及び履行期間

(3) 契約に関する事務を担当する所管課名

2 管財課長は、毎年、上半期及び下半期に、発注することが見込まれる特定随意契約の案件について、前項の発注見通し一覧を適切な方法により公衆の閲覧に供するものとする。

(契約締結前の公表)

第5条 特定随意契約の締結を予定している課等の長は、当該契約の申込みの誘引を行う前までに、次に掲げる事項を特定随意契約案件表（様式第4号）を作成し、適切な方法により公衆の閲覧に供するものとする。

(1) 契約に係る物品又は役務の名称及び概要

(2) 契約締結予定日及び履行期間

(3) 契約相手方の決定方法又は選定基準

(4) 契約に関する事務を担当する所管課名

(契約締結状況の公表)

第6条 特定随意契約を締結した課等の長は、契約締結後、速やかに次に掲げる事項を特定随意契約結果表（様式第5号）を作成し、適切な方法により公衆の閲覧に供するものとする。

(1) 契約に係る物品又は役務の名称及び概要

(2) 契約締結日及び履行期間

(3) 契約相手方

(4) 契約金額

(5) 契約相手方の決定理由

(6) 契約に関する事務を担当する所管課名

(公表する期間)

第7条 第4条から前条までの公表は、当該契約の履行開始日の属する年度の3月31日まで行うものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。